

震災対策検証委員会広域受援分科会設置要綱

(設置)

第1条 震災対策検証委員会設置要綱第5条の規定により、震災対策検証委員会に広域受援に関する事項を検証・点検するため、広域受援分科会(以下、「分科会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 分科会の所管事務は、次のとおりとする。

- 一 大規模震災における広域受援対策について、岐阜県災害時広域受援計画が適切であるか検証・検討を行うことに関する事務
- 二 その他、上記に付随する事務

(組織)

第3条 分科会の委員は、別添のとおりとする。

- 2 分科会には座長を置き、座長は委員長が指名する。
- 3 座長は、分科会の事務を主宰する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(会議の招集)

第5条 分科会の会議は、座長が招集する。

- 2 その他、座長は分科会委員以外の者に対して、必要に応じて分科会への参加を要請することができる。

(事務局)

第6条 震災対策検証委員会設置要綱第5条第2項の規定により、分科会の事務を処理するため、岐阜県危機管理課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事その他の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

(別添)

委員

消防関係

足立 尚司 岐阜市消防本部消防長(岐阜県消防長会会長)

警察関係

木下 裕 岐阜県警察本部警備部警備第二課長

自衛隊関係

近森 久主 陸上自衛隊第35普通科連隊第3科長

ボランティア関係

岩井 慶次 地域防災ネット中部代表

斉藤 浩昭 (社)岐阜県社会福祉協議会地域福祉部長

日本赤十字関係

野中 基彦 日本赤十字社岐阜県支部事務局次長

輸送関係

川島 千秋 (社)岐阜県トラック協会専務理事

計 7名